

7月は同和問題啓発強調月間です

問い合わせ 人権政策課 人権・同和政策係 (☎内線443)

人間らしく自分らしく生きることは、だれにとっても大切な権利です。「差別」はその権利を侵害するもので決して許されるものではありません。現代ではインターネットを悪用した差別の書き込みなどが増加しています。

福岡県では毎年7月を同和問題啓発強調月間として、差別をなくすための啓発に取り組んでいます。わたしたち一人一人が同和問題を正しく理解して、だれもがいきいきと輝くまち「だざいふ」を一緒に築くために、市民講演会に参加しませんか。

太宰府市民講演会を開催

2025 **7/12** **土** 午前10時～正午
(午前9時30分開場)

場所 プラム・カルコア太宰府(中央公民館) 市民ホール



講師

おくだ ひとし
奥田 均さん
(近畿大学名誉教授)

プロフィール

関西大学文学部教育学科卒業。関西外国語大学助教授、近畿大学人権問題研究所教授などを経て、令和3年4月より現職、博士(社会学)。

演題

3つの壁を打ち破ろう!

～部落差別解消推進法に学ぶ差別問題理解の基礎基本～

(法律・条例制定のれきし)

2016年12月 国で「部落差別解消推進法」を制定・施行

2019年 3月 県で「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」制定・施行

2020年12月 本市で「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」制定・施行

託児
(要予約)

手話
通訳

要約
筆記

申し込み 不要 料金 無料

身元調査はお断り

ページID:1346

問い合わせ 市民課 市民係 (☎内線304)

身元調査とは、本人の知らないところで出生地や住所、家庭環境などを調査する行為です。プライバシー侵害や結婚・就職差別などの人権侵害につながるおそれがあります。身元調査には協力しないことが大切です。

本人以外が住民票や戸籍謄本などを取得した場合、本人に知らせる「本人通知制度」があります。事前登録が必要ですので、希望する人は市民課へ問い合わせてください。

対象者 市に住民登録または本籍がある人

対象となる証明 住民票や戸籍謄本など

通知期間 登録した日の翌日～3年目の12月31日

通知内容 交付年月日・証明書の種別と枚数・請求書の種別(代理人または第三者)

登録に必要なもの 登録申請書、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、代理人は委任状



▲ひまわりは人権の花です